

こうほう旭川市民「市民の広場」の掲載ルール

掲載基準

掲載できるものは、市民を対象とした催しや会員募集などです。ただし、次の項目に該当するものは、掲載できません。

- ・営利目的、宗教・政治活動、公序良俗に反するもの又は疑念を抱かせるもの
- ・掲載内容に関し、過去に苦情等があったもの
- ・その他行政広報に掲載することが適当でないと認められるもの

掲載の申込

掲載を希望する方は、「こうほう旭川市民『市民の広場』掲載申込書」に必要事項を記入し、掲載希望月の前々月の初日から末日までの間に広報広聴課に提出してください。

掲載月	申込みの受付期間	掲載月	申込みの受付期間
4月号	2/1～2/28	10月号	8/1～8/31
5月号	3/1～3/31	11月号	9/1～9/30
6月号	4/1～4/30	12月号	10/1～10/31
7月号	5/1～5/31	1月号	11/1～11/30
8月号	6/1～6/30	2月号	12/1～12/31
9月号	7/1～7/31	3月号	1/1～1/31

掲載回数の制限

掲載回数には制限があります。

- ・1号当たりの掲載件数は、1団体につき1件とします。
- ・サークルなどの会員募集の掲載は、原則として1年度につき、2回までとします。

掲載の優先順位

掲載の決定に当たっては、次の要素により優先順位を付け、掲載の可否を決定します。なお、掲載申込み数が掲載可能枠数を超えた場合は、優先順位が同一の者の中で抽選を行い、掲載の可否を決定します。

- ・申込者（団体）の属性（市民等で構成され、活動拠点が市内にあるものを優先）
- ・市の後援等の有無（市の後援等があるものを優先）
- ・費用負担（実費負担を除く。）の有無（無料のものを優先）
- ・開催場所（市内のものを優先）
- ・こうほう旭川市民への同一年度内の掲載回数（掲載回数が少ないものを優先）
- ・公益性・公共性（公益性・公共性のあるものを優先）

掲載項目

掲載できる情報は次のとおりです。

- ・タイトルは20文字以内とし、催しの場合はその名称や内容、募集の場合は募集するサークルの名称等を記載すること。
- ・掲載内容は75文字以内とし、日時、場所、定員、料金、申込方法、問合せ先等について、可能な限り簡潔に記載すること。
- ・問合せ先の電話番号は必ず掲載すること。

編集業務委託事業者への連絡先情報の提供

記事内容の校正確認は、「こうほう旭川市民」編集業務の委託事業者が行うことから、申込時の「記事内容確認の連絡先」又は「記事の内容確認をする方」の連絡先情報を事業者提供します。

掲載の可否のお知らせと記事内容の校正確認

掲載が決まったものは、編集業務の委託事業者から、申込書に記載された連絡先にお送りする、掲載内容の校正確認をもってお知らせします。

掲載内容の校正確認は、必ず期限までに修正の有無を知らせてください。期限までに連絡がない場合は、掲載を取り消すことがあります。

なお、抽選により掲載ができない場合は、広報広聴課から、申込書に記載された連絡先にお知らせします。

その他

- ・掲載内容は、他の記事との整合を図るため、広報広聴課で表現の簡略化や記載順の変更等を行う場合があります。
- ・「掲載回数の制限」による制限を受けた申込みについては、こうほう旭川市民及び旭川市ホームページいずれにも掲載しません。それ以外の申込みについては、「掲載の優先順位」による、こうほう旭川市民への掲載の可否に関わらず、旭川市ホームページに掲載します。
- ・掲載内容に関し、第三者と係争する事態になった場合は、市は一切の責任を負いませんので、当事者間で解決してください。
- ・掲載ルールに定めていることのほか、掲載に関して必要なことは、広報広聴課で決定します。

不明な点は、広報広聴課広報係までお問い合わせください。

広報広聴課広報係 TEL 0166-25-5370